

事業系一般廃棄物の処理に関するワーキンググループの設置要綱

1 目的

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第5条に規定する、事業者による廃棄物の適正な処理の確保に向け、事業系一般廃棄物の円滑な処理について協議、検討を行うため、川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会及び市によるワーキンググループを設置する。

2 所轄事務

ワーキンググループは、次に掲げる事項を協議、検討する。

- (1) 事業系一般廃棄物の収集・運搬、処分に関すること。
- (2) その他、事業系一般廃棄物に関すること。

3 組織等

ワーキンググループは、座長及び次の委員をもって構成する。

- (1) 座長 環境局生活環境部廃棄物指導課長
委員 環境局生活環境部廃棄物指導課係長（課長補佐）
環境局施設部処理計画課係長（課長補佐）
環境局生活環境部廃棄物政策担当係長（課長補佐）
環境局生活環境部収集計画課係長（課長補佐）
環境局生活環境部減量推進課係長（課長補佐）
川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会役員
- (2) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- (3) 座長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

4 会議の開催

会議は必要に応じて開催し、座長が招集する。

5 事務局

ワーキンググループの事務局は廃棄物指導課に置く。

6 委任

この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営について必要な事項は座長がワーキンググループに諮って定める。

附則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。